

横浜市社会的養育推進計画素案に関する市民意見募集の実施結果について

1 趣旨

令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う趣旨の改正があったことを受けて、社会的養育の分野においても令和11年度までの取組目標を定めることとなり、「横浜市社会的養育推進計画」として策定しました。

つきましては、令和6年12月から令和7年1月にかけて実施した計画素案に対する市民意見募集について、その結果を公表いたします。

2 市民意見募集の実施概要

(1) 実施期間

令和6年12月16日から令和7年1月5日まで

(2) 周知方法

市役所（市民情報センター）、区役所（広報相談係）での配架のほか、記者発表を行った上で本市ホームページに掲載しました。また、児童養護施設や乳児院、児童家庭支援センター等の社会的養育の関係団体や里親会への周知を行いました。

3 意見募集結果

(1) 市民意見募集の結果

意見総数 41通91件（Eメール：4通、電子申請：36通、郵送：1通）

(2) 項目別の意見数

項目	件数
素案の前書き、全体に対するご意見	6
1 社会的養護の体制整備の基本的考え方及び全体像	7
2 当事者であるこどもの権利擁護の取組	3
3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組	18
4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組	1
5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	2
6 一時保護改革に向けた取組	4
7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	6
8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	25
9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	5
10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	11
11 児童相談所の強化等に向けた取組	3
計	91件

横浜市社会的養育推進計画素案に関する市民意見募集のご意見と本市の考え方

No.	素案に対するご意見	対応分類	回答
0 素案の前書きに関するご意見・全体に関するご意見			
1	<p>「素案」4頁の「3 施設入所・里親委託児童数の推移」は、里親、ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院に限定したデータです。いわゆる「里親等委託率」の計算式で使われている4種別に過ぎません。ここは「II 本市の社会的養護の状況」を俯瞰できるように、まず横浜市の「1 児童人口の推移」、次に「2 児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移」が示され、「3」では横浜市が取り組んでいる社会的養護の全体のデータが必要になるはずで、修正をお願いします。(21頁に掲載されている「児童福祉施設の入退所状況の推移」表の方が適切かと思えます。)</p>	修正	<p>ご指摘の個所について、「児童福祉施設の入退所状況の推移」と同じ区分の表に差し替えました。</p>
2	<p>「横浜市社会的養育推進計画」素案の全体に対して</p> <p>①具体的な時期や必要量を記載することが求められている『計画』で「検討します」「模索します」という記載が多すぎます。</p> <p>⇒「いつまでに検討するのか」「いつまで模索し、いつから検討に入るのか」「検討後にどのようなアクションを起こすのか」もっと具体的に記載ができます。</p> <p>⇒記載ができないのは、その項目に対して、知見が足りていないから。記載ができないのであれば、いつまでにデータを集め、分析し、結論を出す。という目標は立てられます。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>「横浜市社会的養育推進計画」素案の全体に対して</p> <p>②データの取り扱い方が横浜市という単位は大きすぎます。</p> <p>⇒区によって、人口や構成人員、地域課題や子どもたちを取り巻く状況がぜんぜん違います。横浜市のこどもの人口推移、一時保護件数、施設入所、里親委託、要保護児童数など、区ごとの数字を基に計画を立てなければ、その地域の課題に対するアプローチになりません。計画の前提条件が変わってしまいます。</p> <p>⇒人口増と人口減の区では、そもそもの対応策が違うはずで、区1つ1つが10万～36万のコミュニティです。中都市以上です。それを横浜市として一緒くたにすることは、いささか乱暴ではないでしょうか。</p> <p>⇒区ごとの数字を使わずに、横浜市の統計で計画を設計するのであれば、『各区に1カ所』という考え方と矛盾をしています。各区に1カ所の議論が成立しません。人口何人のエリアにどのくらいの社会資源を用意するという設計になるはずで、都合のいいように「横浜市」と「各区」を使い分けるのは、正確な目標、計画を立てるのに不都合です。今回の計画では、どちらかに統一をしてください。</p>	その他	<p>都道府県社会的養育推進計画は、都道府県や政令指定都市、児相を設置している中核市などの単位で策定する計画となっています。そのため、策定の主体や範囲は、横浜市となります。</p>
4	<p>「横浜市社会的養育推進計画」素案の全体に対して</p> <p>③目標数の設定について</p> <p>⇒目標数は、本当に『本来必要な数』として算出されていますでしょうか。横浜市の予算ありきで、「予算上実現可能な数」＝「本来必要な数」となっている印象を受けます。</p> <p>⇒現実の数字からデータを分析して、「本来必要な数」が算出されます。予算の都合で供給可能な数というのは、必ずギャップが出ます。そのギャップをどう埋めていくのかが、推進計画の目的の一つです。本来必要な社会資源の総量を、予算の都合で歪めないでいただきたいです。</p>	その他	<p>目標数の設定に関しては、国の指針に基づいて必要数を算出しています。</p>

5	<p>「横浜市社会的養育推進計画」素案の全体に対して</p> <p>④市民意見への回答について</p> <p>⇒意見の概要とそれに対する本市の考え方をまとめ、とありますが、意見を概要にまとめてしまうと、横浜市にとって不都合な意見等が黙殺される可能性があります。こういった意見が今回提出されたのか、それに対する回答は無く構いませんので、全て公表をしていただけないでしょうか。</p>	賛同	お寄せいただいた市民意見は、個人情報等を除き公表いたします。
6	<p>平成20年策定の『横浜市社会的養護グランドデザイン』では、最後のページに「全域社会資源マップ」が掲載されています。そこには「今後の在宅支援における取組として、「預かり機能を持つサービスの充実」、「親子で集うことができる居場所づくり」が求められており、そのためには、新たな資源の拡充のみならず、既存の社会資源を生かした支援体制の検討が求められます。」と記されています。在宅支援の資源だけでなく、代替養育の資源も、住み慣れた地域をベースに配置をすすめていくことが求められます。「素案」にも、こうした「社会資源マップ」の挿入を検討して下さい。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>また、子育て支援の社会資源の情報提供については、今後の検討課題だと考えています。</p>
1 「社会的養護の体制整備の基本的考え方及び全体像」に関するご意見			
7	<p>1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像</p> <p>⑤児童家庭支援センターについて</p> <p>⇒本推進計画の概要版と素案で「児童家庭支援センター」というワードが72回も掲載されています。それだけ、社会的養育の推進にあたって児童家庭支援センターが期待されているものと思われれます。であれば、記載されたことが実現可能な人員と予算も併せて推進計画の中に記載いただきたいです。</p> <p>⇒現在の児童家庭支援センターの予算では、センター長（非常勤兼務）、相談員1.5～2人、心理職1人、預かり対応職員1人、他パートアルバイト（合計1人分）の正規職員を配置するのがやっとの金額です。人口8万～36万の差があっても、各区に1カ所しか設置されていません。</p> <p>⇒到底実現不可能な計画を突き付けられている印象です。児童家庭支援センターの機能拡充を計画に記載するのであれば、実現可能な制度にするための改訂も一緒にお願いします。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
8	<p>1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像</p> <p>⑥～「社会的養育」と「社会的養護」の定義～</p> <p>⇒神奈川県は『社会的養育推進計画の『社会的養育の定義』では、全ての子どもが対象となっています。横浜市の定義では、『支援を必要とする家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども』と、対象とする子どもを区別し定義外の子どもを対象外とした理由をご回答願います。</p>	修正	<p>社会的養育の定義については「社会的養育の対象は全ての子どもであり、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までが対象」に修正しました。</p>
9	<p>1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像</p> <p>⑦（2）在宅支援の強化のための取組</p> <p>⇒両者の連絡会等を通じて区役所と児童家庭支援センター及び地域資源の連携を強化していきます。とありますが、鶴見区では、年4回で各回45分のみです。他区では、毎月開催のところもあります。こういった現状をしっかりと理解し、把握した上での計画への記載でしょうか。各区の現状を理解し、把握しているかどうか、ご回答を願います。</p>	その他	<p>各区の現状を把握したうえで、連携の強化が必要と考えています。</p>

10	<p>1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像</p> <p>⑧（５）アーリーヘルプを重視した支援</p> <p>⇒早い段階で必要な支援窓口につながります。とありますが、『誰』がつながり想定でしょうか？また、『必要な支援窓口』とはどこのことでしょうか。</p> <p>⇒すでに保育士さん、学校の先生など、子どもたちに直接的に関わっている職種の方は、業務過多となっており働き方改革が必要と言われ、重点的に業務の見直しがおこなわれています。その状況で、保育所や学校がさらにその責務を負うと言うことでしょうか。</p> <p>⇒「SSWの増員などにより対応」といった具体的な対応策を計画に盛り込まないと、実現できないけど、良さそうなことを書いておくといった印象になります。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>児童相談所や区役所が、保育所や学校等の関係機関と連携して、医療や各種支援機関や団体等につながります。</p>
11	<p>社会的養護の分野で活動している者です。以下に申し上げる意見に基づき、計画を再検討していただけるようお願いいたします。</p> <p>・P6に横浜市における「社会的養育」と「社会的養護」の定義の使い分けが書かれていますが、大変違和感がありました。そこでこども家庭庁に問い合わせたところ、このような定義分けは間違っているとの見解でした。そもそも、この分野全体に対しては「社会的養護」を使うべきであるところ、社会全体でこどもを育てていくという理念から「社会的養育」という用語を計画の表題にしているだけであるとのことです。少なくともこの計画に書かれているような定義分けはしていないとのことでした。日本最大の都市である横浜市の計画を参考にする自治体も多いであろうことから、上位監督官庁であるこども家庭庁に確認を取ってから記載をしていただきたい。また、素案における定義分けに基づいて計画の全編が記載されているのであれば、記載内容を見直すべきです。</p> <p>・家庭的養育優先の原則は言わずもがなのことであり、施設での養育を出来る限りなくしていくという理念は当然のことです。P6に「家庭環境での養育のために、各種里親やファミリーホームを検討し、いずれも代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所措置を行います。」とありますが、国が目指す理念とはずれているのではないかと。そもそも、「代替養育先として適当でない」という概念自体がおかしいです。横浜市の職員は施設入所ありきで社会的養護を考えているのではないのでしょうか。だとしたら、よくよく社会的養護の理念を学び直すべきです。議会での議論を拝聴しましたが、里親委託率が低い理由について職員の方が「施設の整備が進んでいて、施設数が新潟市などより優れているから」という趣旨の回答をしていました。この辺からも、横浜市が家庭的養育を優先していないのでは、という疑念があります。</p>	修正	<p>社会的養育の定義については「社会的養育の対象は全てのこどもであり、家庭で暮らすこどもから代替養育を受けているこども、その胎児期から自立までが対象」に修正しました。</p>
12	<p>・社会的養育の定義について、「支援を必要とする家庭で暮らすこどもから代替養育を受けているこどもも、その生まれる前から自立までが対象となり」とあるが、国が示している（新しい社会的養育ビジョン）においては「社会的養育の対象は全てのこどもであり、家庭で暮らすこどもから代替養育を受けているこども、その胎児期から自立までが対象となる。」と記載されているので、社会的養育の対象は（全てのこども）となるのではないのでしょうか。</p>	修正	<p>社会的養育の定義については「社会的養育の対象は全てのこどもであり、家庭で暮らすこどもから代替養育を受けているこども、その胎児期から自立までが対象」に修正しました。</p>

13	<p>【アーリーヘルプ】平成16年児福法改正で要保護児童対策地域協議会の設置が決まり横浜市でも取り組みが開始しましたが、「アーリーヘルプ」はこの要対協の加盟機関である各区の地域機関（保育所・学校・ケアプラ・児家セン等）と進行管理を担うこども家庭センター（各区役所）が養育困難家庭へ様々な支援メニューを機動性と柔軟性をもって担うべきです。「アーリーヘルプ」は孤立をし、他人を信用できない、自分からは相談できない「社会に閉じた」こども家庭が主な対象です。p3-3-1社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像には「区要対協加盟機関や進行管理を担うこども家庭センターを中心とした様々な支援策をもって困難さの伴うこども家庭にアーリーヘルプを行って信頼関係を築き、必要な支援窓口につないでいく」と書くべきです。また素案中の「地域資源の連携」について、p5-(2)在宅支援における区と児童家庭支援センターの役割やp6-(2)在宅支援の強化のための取り組み内の「地域資源の連携」を「区要対協を中心とした地域資源の連携」とすべきです。「アーリーヘルプ」で少しずつ開いてきた家庭をこども家庭支援センターや要対協加盟機関を中心とした地域資源の連携をもって包括的に支援していくためにも記述の変更をお願いします。素案中に要対協の記述が少なすぎるのが平成16年の法改正の趣旨を踏まえていないようで大変気になります。また地域福祉の機関である地域ケアプラザはほぼ中学校区に一つずつある横浜市の長所で、区によっては連携によって大変有効な取り組みをしている先行例もありますのでこの点も考慮して記載すべきです。横浜市の各区要対協は他府県の自治体に比べ、取り組みも進行管理機関であるこ課の人員体制もかなり脆弱です。</p>	修正	<p>要保護児童対策地域協議会との連携強化等について、関連する項目の記載を修正しました。</p>
2 「当事者であるこどもの権利擁護の取組」に関するご意見			
14	<p>いつもとは違う人に意見を聞いてもらうのは良い取組だと思う。里親がもっと増えると良いと思う。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
15	<p>素案の策定、ありがとうございます。大枠として大きな違和感はありませんでした。個別の所感としては、こどもの権利擁護については「こどもの声に耳を傾ける土壌づくり」はもちろん大切なのですが、そこだけにとどまらずその声がきちんと実現される、あるいは実現が難しい場合はなぜ難しいのかについてきちんと対話がなされるといった一歩踏み込んだ枠組みが作られると理想的だなと感じました。</p>	賛同	<p>頂いたご意見につきましては、項目2の「当事者であるこどもの権利擁護の取組」にもある通り、取り組んでいきます。</p>
16	<p>2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等） ⑨（1）こどもの権利擁護に関する基本的考え方 ⇒そもそも「横浜市子どもたちは、こどもの権利が守られている状態」という評価が横浜市ではされているのでしょうか？ ⇒一時保護所の定員超過、劣悪な環境での生活を「命の危険や虐待の兆候がない」とそのままにしている等、「横浜市子どもたちは、こどもの権利が守られている状態」という評価でしょうか。</p>	その他	<p>現状において社会的養護の対象となっているこどもの権利擁護にかかる取組については、まだ十分ではないと考えています。一時保護中のこどもについては、令和6年度に策定された「一時保護施設の設備と運営に関する条例」に基づき、施設的环境改善に取り組んでいきます。</p>

3 「こども家庭支援体制の構築等に向けた取組」に関するご意見			
17	<p>計画全体を拝見し、また委員構成を見た限りでは、やや虐待分野に特化している印象を受けました。もちろん虐待への対応は大変重要な課題ですが、児童福祉全体をより広い視野で捉える必要があるのではないかと思います。具体的には、支援をする際に、短期的な視点にとどまらず、その子どもの「ライフコース」全体を見据えて支援を行うことが大切だと感じています。しかし、その支援を行った結果、その子どもがどのようなライフコースをたどるのかといった想定が記載されておらず、結果として、自分たちが行った支援が本当に適切であったのか、あるいは改善点があったのかを評価することが難しいと思います。追跡調査は確かに難しい課題ですが、少なくとも現在保有しているデータを活用し、支援を行った結果として子どもがどのようなライフコースを歩む可能性があるのかを想定することが必要だと考えます。このようなデータ分析や想定が、今後の支援の質を向上させる鍵になるのではないのでしょうか。また、在宅支援についての記載を拝見した際、区役所など現場で支援にあたっている方々が、もう少し計画の策定に関わったほうが良いのではという印象を持ちました。異なる視点を取り入れることで、計画がより充実したものになるのではないかと思います。たとえば、児童家庭支援センターが在宅支援の重要な役割を担っていますが、児童家庭相談センターが子どもの発達に直接働きかけることは難しいのが現実です。そのため、支援の中心として据えるのは難しいのではないのでしょうか。特に乳幼児期の支援については、保育所が子どもたちにとって毎日通う身近な施設であることを活用し、保育所をベースにして児童家庭相談センターなどが親子と関わっていく形が基本になると考えます（学齢期であれば学校や学童がその役割を果たすと思います）。保育所は、里親と同様に、その有効性がエビデンスによって確立されている重要な機関です。その重要性について、計画の家庭支援に関する章でも伝えておくことで、児童福祉全体を見たバランスとして、より良くなるのではないのでしょうか。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
18	<p>乳児のショートステイ事業について、市民が負担する利用料が、高すぎて、利用実績に至らないという潜在的な問題があります。区の担当者側からも、利用者側からも、また事業者側からも、絵に描いた餅だという声を聴きます。横浜市が推進するアーリーヘルプのカギとなる事業として、市民ファーストの視点からこの事業の運用システムを見直していただきたいです。</p>	修正	<p>乳児院でのショートステイ事業について、事業の実施方法の見直しを検討していく旨を記載しました。</p>
19	<p>「素案」10頁～の「3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組」では、本市における現状と課題の中に要保護児童等進行管理台帳に登録されている件数の一覧表(『要保護児童数・要支援児童数・特定妊婦の区別件数』)を掲載して、もっと要保護児童等への在宅支援の充実を図るべきだと思います。「素案」6頁に掲載された「アーリーヘルプを重視した支援」は、こうしたこどもの家庭に必要となるものです。</p>	修正	<p>ご意見を踏まえ、「要保護児童数・要支援児童数・特定妊婦の区別件数」を掲載しました。</p>
20	<p>3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組 ⑩目標・方向性 (1) こども家庭センターの設置 ⇒これらの機能を強化することにより、虐待の未然防止を図ります。とありますが、各機能がこれまで「未然防止」に効果があったという具体的な実績、データはありますか？機能を強化することで、虐待の未然防止ができるという、客観的なデータをお示し願います。</p>	その他	<p>虐待の未然防止については、母子保健を中心に様々な事業を通じ、取り組んでいます。</p>
21	<p>3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組 ⑪(8) ヤングケアラーへの対応 ⇒法律に明記されたので、ヤングケアラーを記載しているとのことですが、ヤングケアラーに留まらず、ケアラー支援についての複合的な対策を記載しなければ計画になりません。ケアラー支援、ヤングケアラー、ダブルケアラー等の支援体制構築まで具体期に検討をお願いします。</p>	修正	<p>ヤングケアラーへの対応について、具体的な記載を追記しました。</p>

22	<p>[3-2] 家庭支援事業等の整備に向けた取組【主に家庭支援事業】</p> <p>⑫家庭支援事業についての記載の項目のほずですが、なぜ、「子育て短期支援事業」「親子関係形成支援事業」のみの記述なのでしょう？</p> <p>⇒特に「子育て短期支援事業」の記述ばかりが多くの割合を占めているのは、なぜでしょうか。子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業も家庭支援では、かなり重要な取り組みの位置づけになっています。なぜ、恣意的に「子育て短期支援事業」のみ記載がされているのか、ご回答をお願いいたします。</p>	その他	社会的養護関係施設が主に関係する事業を中心に記載しました。
23	<p>[3-2] 家庭支援事業等の整備に向けた取組【主に家庭支援事業】</p> <p>⑬(1) 子育て短期支援事業の現状</p> <p>⇒里親宅での子育て短期支援事業の実施検討が必要です。と記載がありますが、R11までの計画のため、「R11まで実施検討」という記載の意味になります。すでに、他都市では、里親宅での子育て短期支援事業の実践があります。検討する=R11まで実施しない ということではなく、「いつまでに検討を済ませ」「いつから実施する」という計画に修正してください。</p>	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
24	<p>[3-2] 家庭支援事業等の整備に向けた取組【主に家庭支援事業】</p> <p>⑭(6) 区役所と社会的養護との連携</p> <p>⇒区の要保護児童対策地域協議会の記述と期待が少なすぎます。社会的養育の根幹になり得る要保護児童対策地域協議会を行政がしっかりと稼働させ、支援体制を構築できれば、地域のセーフティネットだけでなく、アーリーヘルプの実践、ポピュレーションからハイリスクへのアプローチ体制が可能な多層的支援体制を敷くことが可能です。要保護児童対策地域協議会が活用できないことが、横浜市の大きな課題です。</p>	修正	要保護児童対策地域協議会との連携強化等について、関連する項目の記載を修正しました。
25	<p>[3-2] 家庭支援事業等の整備に向けた取組【主に家庭支援事業】</p> <p>⑮「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」</p> <p>⇒市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率とありますが、どこに達成率（パーセンテージ）の記載がありますでしょうか？</p>	その他	P16の指標の項目に、「※本市ではすでに実施している事業が多いため、『実施件数』を記載」と記載しました。
26	<p>[3-2] 家庭支援事業等の整備に向けた取組【主に家庭支援事業】</p> <p>⑯「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」</p> <p>⇒児童育成支援拠点事業について、事業実施を検討中とありますが、寄り添い型生活支援事業の実績が検討のデータとして使えて、すでに検討をしているはず。また必要数の算出も可能です。R7の前期を検討としても、後期にはプロポーザルがかけられ、R8から設置可能です。R11までに何施設設置するかという計画になります。</p> <p>⇒上記が記載できない、明確な理由がありましたらご回答願います。</p>	参考	横浜市としては、児童育成支援拠点事業については検討中です。
27	<p>[3-3] 横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組</p> <p>⑰(2) 子育て短期支援事業の実施</p> <p>⇒子育て短期支援事業は要保護児童を一時的に養育し～とありますが、「一時的」の定義を明確にしてください。</p>	その他	本市の制度上では、月7日以内の期間としています。

28	<p>[3-3] 横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組</p> <p>⑱ (5) 児童家庭支援センターのあり方検討会等</p> <p>⇒「児童家庭支援センターのあり方検討会」の内容とありますが、あり方検討会の議事録や報告書は、公表されているものでしょうか。計画の中に記述し、市民意見募集をするのであれば、事録や報告書を公表してください。</p>	その他	個人情報等を除き、報告書をホームページで公表します。
29	<p>[3-3] 横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組</p> <p>⑲【参考】国の要綱が定める児童家庭支援センター業務と横浜型児童家庭支援センター業務の比較</p> <p>⇒ここのセグメントでも、7つの事業の中で子育て短期支援事業だけが記述されているのは、なぜでしょうか。その理由をご回答願います。児童家庭支援センターの業務の根幹は「相談支援事業」です。相談支援事業とソーシャルワークがあってこそその各事業の連動です。児童家庭支援センターの機能強化ということであれば、まず記述が必要なのは、相談支援事業の機能強化です。ゆめゆめ、力を入れるべきところを間違えないようお願いいたします。</p>	修正	児童家庭支援センターの相談機能や機能強化について、新たに記載しました。
30	<p>[3-3] 横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組</p> <p>⑳ (6) 児童家庭支援センターの新たな事業への取組</p> <p>⇒記述されている、「指導促進事業」についても「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」で、具体的な目標数を明示してください。養育家庭等支援事業で数字がすでに出ており、根拠データも揃っています。算出が可能です。記載しない場合は、記載をしない理由の回答をお願いします。</p>	その他	指導促進事業は国が「評価の指標」とはしていないため記載していませんが、今後実施していきます。
31	<p>[3-3] 横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組</p> <p>㉑「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」</p> <p>⇒「検討していく」「模索していく」「検討していく」と何一つ、計画なのに具体的な目標数が明示されていません。R11まで検討と模索を重ね、「何もしない」ということになります。児童家庭支援センターの設置数については、議会でもその必要性を感じていると答弁があったはずですが。いつまでに検討し、結論を出し、実施するのかわからないのかの具体的な時期の明示をしてください。</p>	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
32	<p>横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組における本誌の現状と課題の中で、相談支援について子育て短期支援事業の実施と一緒に記載されているので、別項目を立てて記載をお願いしたいです。相談支援がベースにある中での子育て短期支援事業の実施と考えています。・横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組における参考図の中で、国の要綱が定める児童家庭支援センター業務内に（市町村の求めに応じる事業）の記載が無いので、追加をお願いします。・こども家庭ソーシャルワーカーの取得について、児相だけでなく児童家庭支援センターにおいても積極的な取得推進策を講じてもらいたいです。（取得にかかる費用の補助、資格取得者を配置しているセンターに加算する等）以上、よろしくようお願いいたします。</p>	修正	児童家庭支援センターの相談機能や機能強化について、新たに項目を設け記載しました。
33	<p>ショートステイ事業の利用者の一日あたりの利用料金が高く、なかなか利用率の向上につながらないのではないかと思います。利用しやすい価格の方が地域の方が繰り返し利用し、需要も高まるのではないのでしょうか。</p>	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。

34	<p>p11 (5) こども家庭センターの人材育成は「人材確保・定着・育成」とすべきです。「アーリーヘルプ」の実施も明記し、各区要対協を中心とした地域資源の連携構築、統括支援員の複数区配置から各区配置、こ課の支援員も期限付き採用でなく大切な役割を担う職員として正規雇用へ道筋をつける記述をすべきです。「アーリーヘルプ」や「区要対協を中心とした地域資源連携」が裏付けできる体制整備を目指すべきです。【パーマネンシー保障】 p15 [3-3] 横浜型児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取り組み(3)子育て短期支援事業の課題(本当は児家センの課題)に追加したいのは、原則として小学生までとされている子短や児家センの支援が中高生になっても継続的に必要なこども家庭が沢山あり、パーマネンシー保障の観点からどう変更するかは課題だと考えます。中学生になると自助努力の要素が上がり放置になりかねない現在は大きな問題です。【横浜型児童家庭支援センター】レスパイト目的だけでなく、家庭的な施設をもって困難を抱えるこどもや家庭をアセスメントし、その後の様々な相談支援をおこなっていくのが横浜型児童家庭支援センターの特徴です。横浜市では子育て短期支援事業だけでなく養育家庭等支援事業という横浜市独自の制度とのセットの中で広く相談支援をおこない効果を上げています。現状と課題、目標・方向性にも養育家庭等支援事業の項目を設けてきちんと整理し、課題と強化策を打ち出すべきです。素案中にもある局と児家セン分科会の定期協議でも運営面の基礎体力不足や児相・区役所との連携不足が課題として上がり、国の家庭支援施策である「指導促進事業」を養育家庭等支援事業で該当するケースにはすべて適用を目指していくこと、次年度より局・児相・区・児家センで指導促進事業開始を機により強い連携を検討する協議をしていくことで大筋合意いたしました。この取り組みを児家センの目標・方向性に「児家センの機能強化」として項目を立てて、記述をお願いいたします。地域に住む中高生・ユース世代の支援も大きな課題のひとつです。各区の学齢期を中心とした要保護児童の飽和状況のため、各区に潜在的にいる支援が必要な彼らに支援が届いていません。また、児家センにいったん繋がり、その後施設入所や地域機関への移行後もパーマネンシー保障の観点から地域の支援者であった児家センが付かず離れずケースとして責任をもって関わり続けることもパーマネンシー保障の観点からの「機能強化」として記述すべきです。また、児童家庭支援センターも「人材確保・定着・育成」は大きな課題です。各児相や区役所への聞き取りでは現状の1.5倍から2倍のケースを児家センに頼みたいという声が多くを占めてもおり、項目を立て、行政とも一体となった取り組みの目標・方向性を示すべきです。</p>	修正	<p>児童家庭支援センターの相談機能や機能強化について、新たに項目を設け記載しました。</p>
4 「支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組」に関するご意見			
35	<p>4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組 ②本市における現状と課題 ⇒〇歳時健診等が妊産婦支援をはじめとしたポピュレーションアプローチの要となっています。横浜市では、行政が全て直営でおこなっており、地域や民間支援機関にその状況や情報が共有されていないように感じます。そのため、産前産後事業や要保護児童の把握、産後うつへの対策などが、縦割りになっておりうまく連動されていません。各事業の連動についての記述を追記してください。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、支援を届けたい妊産婦等を支援する上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
5 「各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み」に関するご意見			
36	<p>早期支援の結果、代替養育が減ったように22ページを見ると読めるのですが、そうした根拠やベースとなる数字はあるのでしょうか。福岡市や新潟市でもそうですが、昨今の委託率上昇は、里親委託者数が増えているというよりも代替養育の対象者が減って、達成されていることがしばしば観測されており、なぜ減ったのかをもう少し精緻に分析する必要があると考えます。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>

37	<p>5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み</p> <p>㉓(2) 代替養育が必要となる割合</p> <p>⇒児童相談所の相談対応件数や要保護児童等進行管理台帳の登録数は増加していますとありますが、代替養育が必要となる数を検討するためにも、各区の登録者数の推移の記載をお願いいたします。</p>	修正	<p>ご意見を踏まえ、「要保護児童数・要支援児童数・特定妊婦の区別件数」を掲載しました。</p>
<p>6 「一時保護改革に向けた取組」に関するご意見</p>			
38	<p>6一時保護改革に向けた取組 26ページに記載(1)ーウの文言について。「一時保護解除後は、個別ケース検討会やカンファレンス等を通じて、一時保護中のアセスメントを関係機関と共有するようにします。」とありますが、一時保護解除後だけではなく一時保護解除前もしくは一時保護中に実施すべきだと考えます。元々保護前から関わっていた機関・地域と一緒にアセスメントを保護中におこない、そのうえで家庭に戻る時に必要な資源や体制、保護中に実施すべきことを精査し整備したうえで家庭に戻ることが大切だと考えます。現状は児童相談所のみでアセスメントされ 解除の判断がなされていると思います。</p>	修正	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお頂いたご意見を受け、一時保護中に実施したアセスメントの活用の記載を修正しました。</p>
39	<p>①特性への無理解を含め、不適切養育によって障害の困難さを増しているお子さんを多く拝見します。福祉型障害児入所施設は日中通学できないお子さんの短期入所は受け入れがなく、児童相談所に相談しても実質一時保護も困難だと説明されます。基幹相談支援センターでのショートステイの増床をお願いします。地域の学校に通えることで負担を少なく安全に利用ができると考えます。②一時保護所を中学校学区内に設けていただきたいです。全国では一時保護所から通学保証する例を多く聞くようになりました。横浜市ではそのプランはあるのでしょうか？ 専門里親やファミリーホームがその役割を担えると良いのではと思います。③②にもつながりますが、一時保護所の行動制限（通信、登校）が過度であると感じています。私は一時保護はお子さんの命を守り、安心安全を体感してもらうためのものだと考えています。一方で、お子さんは負担が大きいためか、退所後「もう絶対に行きたくない」と口にされるのを耳にします。④私は児童虐待事件を知るたびに、この世の闇を見るような気持ちになります。一方で市民として、ずっと虐待が続いていたのを知らず、関わることなくいたことにもどかしさを感じます。私達市民が知識がなく、可視化されないことがお子さんの苦境が続く要因になっているのならば、ぜひ地域（学校、事業所、一般）で養育に困難を生じているとはどんなことか、精神疾患など病気のある家族がいるとはどんなことがありえ、私たちのできることは何なのか考えるミーティングを開くことを提案したいと思います。</p>	修正	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、一時保護所からの通学については、取組を始めています。</p>
40	<p>6 一時保護改革に向けた取組</p> <p>㉔ウ 一時保護中に実施したアセスメントの活用</p> <p>⇒一時保護解除後は、個別ケース検討会やカンファレンス等を通じて～と記述がありますが、子どもが家庭に戻るときは、一時保護解除前に、個別ケース検討会等で「家庭でどう過ごし、安全プランをどう守るか、各機関でどのように関わっていくか」の検討が必要。「一時保護解除後は」ではなく、「一時保護解除前に」と記述の修正をしてください。</p>	修正	<p>頂いたご意見を受け、一時保護中に実施したアセスメントの活用の記載を修正しました。</p>
41	<p>6 一時保護改革に向けた取組</p> <p>㉕「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」</p> <p>⇒こども権利を守る上で、定員超過はあってはならないものと思います。定員の超過状況により対応を検討と記述がありますが、最低でも現在の超過状況の220人分まで増やすことを決定してもらいたい。</p>	修正	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例に従って、進めていきます。</p>

7 「代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組」に関するご意見			
42	とてもよく考えられていると感じました。特に、28ページの7-1の本市における現状と課題(3)措置変更時の課題のところは重要だと思います。この部分の具体的な仕組みを考えていただきたいです。養育者同士のスムーズな連携が必要です。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
43	子どもにとっても、施設ではなく、なるべく家庭での生活を経験することが、子どもにとり、大切なことだと感じています。私たち夫婦もたくさんの幸せを子どもから毎日もらっています。我が家は数年間の不妊治療を経て、特別養子縁組で子どもを迎えました。児相経由の受託の件数が少ないため、民間あっせん機関での受託を希望しました。児相経由の件数が増えれば、児相での受託を検討していたと思います。また、児相と民間間ではルートが異なっても、社会的養護が必要な子を迎えるというのは共通なので、他自治体も実施している民間あっせん機関手数料補助制度を横浜市でも実施して欲しいです。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
44	親子再統合支援事業の支援の評価基準としては、実施した件数だけでなく、虐待等の再発率や不調率等も基準として、示さないといけないと考えます。そうでないと、事業自体の評価を児童福祉審議会もしくは内部でできないと思います。(例えば、計画通りに70件実施して家庭復帰につなげても虐待再発率が50%になっているとすれば、事業として問題があると思われるので)	修正	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
45	特別養子縁組について、民間あっせん機関との連携については、これまでほとんど行っていないように読めます。民間あっせん機関が市内になかったとしても、市内の人はおそらく都内のあっせん機関を使用していると想定されることから、まずは相手を知る意味でも行う必要があると考えます。将来的には、計画に記載のとおり、民間でできる場所は、多忙な児童相談所で行う必要性も少ないことから、民間がメインとなるところでそうした方向性を打ち出す意味でもコミュニケーションをまず取るべきで、そうした具体的なアクションを盛り込んだほうが良いと考えます。	修正	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
46	計画を読んで、親子再統合事業に力を入れる方向となっていますが、その理論的な根拠やエビデンスが記載されていないのが非常に気になります。一般的に考えれば、虐待しているまたは、精神疾患のある親元へ子どもを戻すことは再度虐待を受けるリスクが高い支援になります。発達心理学的なアプローチから考えても、アタッチメントについては、実親である必要はなく、特定の養育者と育むことが、通説となっています。また、おそらく実親が育てた場合と里親等の社会的養育者が育てた場合、実親のほうが子どもが人生を通じて、幸福度が高かったといったエビデンスもないのではと思います。確かに、親子再統合は国が進めている事業ですが、国の策定要領含めて、その理論的根拠やエビデンスが示されておらず、それを記載する必要があると考えます。このあたりは、保育分野の「3歳児神話」を想起させる内容で、子どもは実親の元で育つべきというある種の価値観で支援が決められている気がしています。果たしてそれが本当に子どもの人生での幸せに繋がっているのか、エビデンスに基づく支援が必要と考えます。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。

47	<p>「民法第八百七十七条の六（父母の同意）特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない」を改訂して貰う事を正面から取り組んで貰いたい。例え次項の「第八百七十七条の七（子の利益のための特別の必要性）特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。」が有るとしても、「父母の同意」が法に有る限り足枷になっています。家裁の判断だけで、容易に特別養子縁組の成立させられるよう民法の改定に取り組むことを盛り込む義務があります。これは「憲法第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」が有ることにより同性婚の足枷になっている事と全く同じです。民法第八百七十七条の六のせいで「特別養子縁組を希望する、また児童相談所が必要性を説明しても同意する実親が少ないことが理由です」などと言いつぶす羽目になっていることは知っている筈です。国民の責任として、市民の責任として、私達は子供達を守る義務があります。民法改正に取り組みましょう。子供の人権を中心に考えましょう。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
8 「里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」に関するご意見			
48	<p>素案に記載の通り、社会的養護を必要とするこどもは不安定なアタッチメント形成や発達特性などに起因する様々な課題を抱えていることが多いと思われます。それゆえに、里親委託であれ、家庭復帰であれ、子どもの丁寧なアセスメントと発達促進、特性もふまえたマッチング／フォローが欠かせません。里親への一時保護が増加した場合、上記アセスメント等に関して、里親へのフォロー体制も整えていく必要があると思うのですが、そのあたりはどのようなことを想定されておりますでしょうか。できるだけ早期にしっかりとアセスメントを行い、適切なケアをした上で安定した里親委託・家庭復帰ができることで、その後のその子どもの育ちが保証され、結果的に予防につながる（再度一時保護になる等が避けられる）と考えられるため、社会的養育・養護につながる入口のところで、適切な関わりを望みます。また、ショートステイを利用者目線で利用のしやすい仕組みにしていいただければ幸いです。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。里親へのフォロー体制を整えることについては、里親支援センターの設置を念頭に検討していきます。</p>
49	<p>国の政策で里親委託率を増やしているとのこと。委託するだけでなく、その後のケアをどれだけ、どのように行うのが問題だと思います。そのためには、里親支援センターをいくつか設置することで、切れ目ない支援が可能かと思います。例えば乳児院から里親にいく子どもの支援は乳児院が切れ目ない支援を行えるよう、センターとして機能することもよいと考えます。</p>	修正	<p>里親支援センターの設置個所数等については、令和7年度に検討を進めていきます。</p>

50	<p>社会的養護の分野で活動している者です。以下に申し上げる意見に基づき、計画を再検討していただけるようお願いいたします。 ・ P36に（イ）養子縁組里親の活用と養育里親への転換の推進、とありますが、ここも横浜市における考え方が世間から乖離しているのではと思う点です。養育里親数を増やすべき、との点はまさにその通りと考えます。一方で、新生児委託が進まないからこそ養子縁組里親がだぶついてしまっているのではないのでしょうか。もちろん、養子縁組里親のうち、希望する方には養育里親を兼ねていただいたり、専門里親になっていただいたりというのは必要かと思いますが、養育里親数が足りないから養子縁組里親で穴埋めする、という発想自体がおかしいです。国の策定要領も拝見しましたが、国としての指針でもそのようなことは謳われていません。 ・ P32に特別養子縁組に関する現状の記載があります。横浜市内に民間あっせん機関がないのは仕方がないことですが、そのために連携が少ないというのは残念です。児童相談所では手に負えないようなケースを民間機関と共同で対応するなどの事例を増やしていくべきです。また、横浜市は児童相談所設置市であるがゆえに様々なケースを児童相談所で抱えがちなのはと推測しますが、そもそも一番最初に望まない妊娠の相談が入るのは地域の産婦人科や病院・クリニックです。そこに妊婦さんが相談しに来た際に、速やかに児童相談所や民間機関に繋げることで、後の実親さん（妊婦さん）との関係性構築に重要なことです。行政たる横浜市が為すべきことは、自前の児童相談所で全てを解決しようとするのではなく、民間のクリニックや病院に対して里親や特別養子縁組への入り口となってもらうような働きかけをすることではないでしょうか。 ・ 同じくP32の特別養子縁組に関して、横浜市では養親希望者手数料負担軽減事業が実施されていません。この実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市であり、国から1/2の補助が出ます。しかし、自治体側が1/2を出さなければいけないことが理由なのか、横浜市では実施されていません。近隣では、東京都や千葉県、茨城県を始め、全国多くの自治体でこの事業が実施されていますが、横浜市民が特別養子縁組を行った場合には他の自治体の住民ならば給付される補助金がもらえません。山中市長はこども政策に力を入れるとおっしゃっていますが、一番光を当てべき社会的養護にはあまりお詳しくないのでしょうか。特別養子縁組を実施する家庭にとって補助金がもらえるもらえないが最終的な成否に関係するとまでは思いませんが、横浜市のこども政策に対するスタンスが問われていると考えます。</p>	修正	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。なお頂いたご意見を受け、民間フォスタリング機関の活用と区・児童家庭支援センターとの連携強化の記載に、病院等との連携を追記します。また、養子縁組里親の活用と養育里親への転換の推進の記載を修正しました。</p>
51	<p>乳児院や児童養護施設の多機能化、高機能化推進についての具体的な方針があるとわかりやすいと思いました。また、里親委託を推進していく上で、里親自身のケアや委託後のアフターフォローについても詳細な記載があると良いと思いました。</p>	その他	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。なお〔8-2〕里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組に、里親委託後のフォローの記載があります。</p>
52	<p>児童入所施設にて働いています。里親推進に向けた取組のなかで、現状から見えているものを書かせてもらいます。里親委託が増えている現状を目の当たりにしています。マッチングの段階で子どもを把握しきれていない、里親について理解しきれていない、その中でマッチングが進んでいることがあります。双方を理解した上でマッチングできることを期待します。交流に時間を要することが多々あります。要因としては里親の共働き、子どもとの関係作りの難航、などがあります。その中でも交流を重ねてくれていますが交通費の支援、仕事への配慮が必要と感じています。委託後は児童相談所が継続的に関わりを持ってはいますが、入所施設を巻き込んだ切れ目のない繋ぎをできるよう希望します。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
53	<p>里親委託率は上がっているが、里親等委託解除後の手厚い一貫した支援が行われ、里親子が安心して生活ができる支援を行ってほしい。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
54	<p>里親へ委託するこどもの数に対して、里親の数が足りていないことがわかりました。里親を増やすことと、里親になった方への支援を強化してほしいと思います。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
55	<p>乳児院や里親家庭において、ストレンジシチュエーション法などを用いたアタッチメントの評価が実施できるようになると、基礎調査としての価値が非常に高いのではないかと感じます。このような調査結果は、日本全国でも幅広く活用できるものであり、児童福祉や支援の質を向上させるためにも、大変意義があると思います。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>

56	横浜市では、里親の稼働率が約50%程度にとどまっていると聞いています。一部の先進的な自治体と比べると、もう10%ほど上乗せできる可能性があるのではないのでしょうか。しかし、支援者の方々が里親に対して、一般の家庭の親以上に高いハードルを求めている傾向が見られるように思います。このことが、結果として里親登録率や稼働率の低さに繋がっているのではないかと考えています。現在、これほど高い里親認定数を目標に掲げている中で、このままの考え方では目標達成は難しいのではないのでしょうか。これからは、里親候補の方々への条件を少し緩和し、できるだけ多くの方々に関心を持っていただけるような体制づくりが必要だと感じています。そして、「少し委託するのが不安」と思われるような候補者の方々も、フォスタリング機関や里親支援センターで丁寧にサポートし、育てていくという方針がとても大事だと思います。また、里親等委託がうまくいかなかったケース、いわゆる不調率についてもきちんと把握しておくことが、今後の改善にとって欠かせない要素だと考えています。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
57	35ページの説明等の工夫について、ここは、具体策を書く必要があり、こうした文言だけでは、物事は動かないと考えます。どういう工夫をするのか、具体的に記載すべきで、せっかく「よこはまポートファミリー」などの名称がありながら、今回の計画含め、あまり使用されていないのはなぜなのか、児童福祉司のなかでも同意をうまく取れる職員ととれていない職員がいると思われ、他都市の取組み、ベストプラクティスのような取組を記載すべきで、説明方法について、個々人ではなく、組織として意識した方が良いと考えます。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
58	「親子関係の修復に配慮しつつ、こどもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、こどもの成長を支援すること」を計画にあるようにきちんと推進してもらいたい。例えば、地域に1区に3名程度の里親同志のチームや児童家庭支援センターが連携し、小学生から青年期まで継続して支える仕組みができるとよいと思います。継続性を考えると「人」による部分が大きいので、地域に住む里親の力と行政の力をうまく組み合わせて生かせるとよいと思います。また潜在的な里親（登録者）の活躍の場も検討してもらいたいです。	修正	今後、子育て支援事業の実施主体として地域の里親での実施を検討していきます。
59	里親の担い手を増やすための取組については、これまでと同じやり方であれば、同じような成果しかでないと想定され、目標値を達成するのは困難と考えます。多くの予算と新しいアプローチがなければならず、その部分を記載する必要があると思います。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
60	中学校区（おおよそ150）に1人の「一時保護を受けられる里親」を設定するのは、素晴らしいと思いますが、ハードルが高そうに思えるので、どうやって、それを実現しようとしているのか、具体的な方策を記載できるようであれば、記載があると良いと思います。ただ、方策がなかったとしても記載すること自体に問題はないと考えます。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
61	里親等委託率向上の部分で、策定要領においても現行の要因分析が記載されているほか、横浜市の計画でも現状分析からプランを策定すると記載されているにも関わらず、現状分析が十分ないまま、里親等委託率や委託里親数が記載されており、データに基づいた現状分析をしっかりと行う必要があります。現に福岡市では、児童養護施設に入所している期間や入所時の見通しが数値で出されており、こうした先進都市と横浜市に現状分析の精度の差がある状況です。まずは、令和6年度においても社会的養育が必要なこどもの7割程度が施設に措置されていると考えられることから、その7割の分析をするから始めなければならないのではないのでしょうか。そうでなければ、例えば親の同意がほとんどとれなくて、里親委託が進んでいないとすれば、里親登録数を増やしてもあまり効果的に委託率を増やせないこととなります。また、福岡市同様、早期に家庭復帰できると見立てたものの、そのまま措置変更等に繋がる例もあるはずで、まずは、十分な現状分析を行い、それを記載する必要があると考えます。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
62	発達心理学やB E I Pの調査を見ても、乳幼児期は、愛着形成期間を考えると時間との勝負の要素が強く、計画でも里親等委託を実施する早さといった指標を設けるか、意識を置くといった記載が必要ではと考えます。横浜市でも乳児院から児童養護施設への措置変更が一定数行われていることから、これらの意識が重要と考えます。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。

63	<p>「【国の基本的考え方】 代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親、ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を原則とする。」</p> <p>国からこんな考え方が示されているとのことですが、今後も乳児院や児童養護施設に一定数の里親委託候補児を振り向けることは出来ないのでしょうか。それは施設機能の有効活用を図る効果もありますが、それよりもむしろ「里親委託の不調を予防する手厚い取組みが可能になること」や「施設職員（特に里親支援専門相談員）のモチベーションの維持につながること」が期待されるからです。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
64	<p>(ア) 民間フォスタリング機関の活用と区・児童家庭支援センターとの連携強化 「新規認定里親増加のために、本市が委託している民間フォスタリング機関と連携し、広報啓発活動、里親リクルート活動、里親の相談支援の充実に取り組みます。また児童家庭支援センターとの連携を強化し、地域における里親支援を推進します。そのために、区職員への里親制度の周知を進めるとともに、区と委託里親の情報を共有します。行政と民間機関の連携を強化するために、役割分担の明確化を進めます。」</p> <p>このような記載がありますが、この「役割分担の明確化」は「行政と民間機関の連携の強化」と常に両立するものなのでしょうか。乳児院や児童養護施設の多機能化・機能転換の内容として、里親委託事業・再統合後の家庭のフォローアップ・地域の子育て家庭や特定妊婦の支援等が含まれるのであれば、行政と民間機関の連携強化は不可欠です。そしてそのためには「基本的な役割の分担」をした上で、「境界領域での相互協力と信頼関係の醸成」が求められると思います。いやむしろ、これなしに「オマエはオマエ、オレはオレ」という付き合いばかりでは、「行政と民間機関の連携」は絵に描いた餅と言わざるを得ません。里親のマッチングの過程で、手厚い伴走体制を敷くためには、長い年月をかけて児相担当者とネットワークを築き、保護者対応で豊富な経験を積んだ「施設職員」をうまく起用する仕組みが最も確実に成果を上げるのではないのでしょうか。</p> <p>施設でお預かりしている子が里親委託のプロセスに乗る場合、こどもにとって毎日顔を合わせている職員（里親支援専門相談員）とはずっと前から仲良しです。また職員は里親さんにとって（児相職員とは違い）なんでも話せる心を許せる間柄です。つまり職員（里専）は扇のかなめのように、こどもと里親をつなぐ仲人役になれるのです。この点は見落とされがちですが、里親事業の制度設計をする方々に正しく理解いただきたい重要なポイントだと考えています。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>

65	<p>「社会的養護を必要とするこどもに必要な生活の場は、それぞれのこどもの状況によって変わります。長期に社会的養護が必要と見込まれるこどもはより家庭的な環境が提供できる里親・ファミリーホーム、高いケアニーズのあるこどもは施設で専門性の高いケアを行ったのちに里親等委託を進めるなど、里親・ファミリーホーム・施設がそれぞれの良さを生かして、こども一人ひとりに多様な選択肢を用意していく必要があります。本市では里親・ファミリーホーム・施設の持てる力を最大限に活用して、社会的養護を必要とするこどもの生活を支えています。」</p> <p>この部分を施設職員が読めば、「手のかからない子は施設を経ずに里親・ファミリーホームへ行き、施設は手のかかる子だけを預かる」と読むでしょう。そのような厳格な棲み分けが「全体として里親委託事業の成功」につながるのであればそれも良いのですが、必ずしもそうなるとは思えません。それは、そのような分業体制では施設職員が里親委託で培った経験やスキルをこれまでのように有効活用できなくなるからです。それどころか、実績のある里親支援専門相談員のやる気をなくしてしまうことにもなれば、取り返しのつかない損失です。</p> <p>かつての「ゆとり教育」がそうであったように、「白または黒の議論」は分かりやすい反面、現場を混乱させる暴論である場合もあります。例えば、乳児院や児童養護施設では、つい最近まで、「家庭的環境でない大舎制」は時代遅れなので全て「ユニット制」に変えなければならないという説が有力でした。しかしユニット制に建て替えた施設の現場からは、職員やこどもの人間関係は「大舎制」の頃の方がおおらかでよかったという声を聞きます。里親・ファミリーホーム・施設の棲み分けについても、キッチリした分かりやすい仕分けが正解とは限りません。制度運用を含め、もう少し柔軟で成果につながる方針を採用していただければ有難く存じます。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
66	<p>「「里親支援センター等のあり方検討会」では、里親支援センターが実施する支援内容のほか、フォスタリング機関と里親支援センターの住み分け、複数個所の設置とする場合の業務平準化の方法里親の種類（養育・養子縁組）や委託児童の年齢で所管する里親支援センターを分ける必要性の有無等の検討を行い、複数設置による里親のエリア分けによる分断問題も考慮しながら、設置数と設置スケジュールについてまとめていきます。併せて、里親支援センターの設置後の里親支援専門相談員の役割についても整理していきます。」</p> <p>このように、里親支援事業が最大の成果を上げるために組織を整理してくださることは大変意義深いものと思います。今般、横浜市社会的養育推進計画素案（令和7年度～11年度）に示される「施設の役割」がどのようなものであれ、私たちは引き続き経験豊富で優秀な人材を育成し、関係機関と築き上げた密接な連携を更に充実させることが責務だと考えています。里親支援センターとフォスタリング機関の住み分けが明確になれば、それらの機関と良好な関係を築き、乳幼児の養育に特化した措置施設として求められる役割をしっかりと果たす所存です。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
67	<p>8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組</p> <p>[8-1] 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等</p> <p>②(1) 養育里親数の不足【里親の登録・委託状況（令和5年度）】</p> <p>⇒こちらに記載されている数字は、人口20万人あたりで算出されている数字です。人口370万人もいますので、最低この10倍を目標数として掲げてください。その目標を達成できるように、各社会資源の配置をしてください。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>

68	<p>8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組</p> <p>[8-1] 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等</p> <p>㉗資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」</p> <p>⇒「 が抜けています。修正をお願いします。</p>	修正	修正いたします。ご指摘ありがとうございます。
69	<p>[8-2] 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組</p> <p>㉘(1) 里親支援センターの設置に向けた取組</p> <p>⇒人口15万人あたりに1カ所、または各区に1カ所以上必要です。設置数の目標を18カ所以上で記載してください。</p>	参考	里親支援センターの設置個所数については、令和7年度に実施する「里親支援センター等のあり方検討会」の中で議論していきます。
70	<p>大きな計画の達成には数値目標を明確にすることが必要です。本案では平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」を継承し平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親委託率の数値目標が冒頭で提示されていますので、一般の読者にも計画策定の趣旨が伝わりやすいと感じました。ここでは掲げられた数値の妥当性に関する議論は置くとして、私は、①この里親委託率の目標に近づくための具体的な戦略は何か？ ②この目標を掲げることによるマイナスがあるとすれば、それを最小化する手立ては何か？について、多少なりともこの素案の中に触れていただけないのかと思っております。社会的養育を担うすべての組織が同じ目的に向かって協力するためにどうすればよいか？ これらはそのヒントにもなり得ますし、現状に不安を感じている誰もが気になるテーマだと思うからです。</p> <p>①に関しては、関係諸機関（本庁、児相、施設、フォスタリング機関、里親会、区役所、要対協etc）の各担当者が、日常の業務で互いに顔と名前・人柄の分かる関係を一つずつ作り上げるしかないのかもしれませんが、その際、行政が程よく交通整理していただければよいのですが、この問題の厄介な所は、公の場では誰もが口々に似たような話をしながら、予算不足や人材不足を理由に実際のアクションを起こそうとしないことです。私ども（乳児院、児童養護施設）の立場で申し上げられる事といえば、「もっと乳児院や児童養護施設の職員の能力を活用してください。」ということでしょう。両施設とも優秀な里親支援専門相談員や心理職があり、彼らを中心に経験豊富で意識の高い職員がスタンバイしております。そしてこれまで多数の里親委託候補児を確実に委託に繋げて参りました。しかし近年、里親委託件数の伸びとともに措置児の数は漸減しています。「里親に行けそうなお子さんを預かりさえすればもっと委託実績を上げることが出来るのに」と歯がゆく感じています。里親支援専門相談員は余裕の出た時間で里親実習や未委託里親のボランティアを積極的に受け入れておりますが、最近はそのも該当事者の連絡があまり来ず、本当に勿体ない気がします。</p> <p>②に関しては、高い数値目標が設定されているため、真面目な関係者は慎重に進めるべき案件でもマッチングを急ぐ可能性があるのではないかと懸念です。里親事業が目指すべき目標は、家庭的養護を必要とする乳幼児が里親のもとで幸せな人生を送ることです。しかし無理をすれば必ずどこかに支障をきたすもの。万が一、里親の委託後にマッチングが不調になれば、期待された「プラスの効果」がゼロに戻るところか、取返しのつかない大きな「心の傷」が残ります。その影響は当事者である里親やこどもたちだけではありません。統計上では、委託件数が+1となるとところが+0になっただけなのですが、里親委託の実務を担う児童相談所の職員や施設の里親支援専門相談員にとっては後悔してもしきれない出来事です。現在、一部の児童施設では人材確保が難しくなっていると聞きますが、仕事熱心な職員ほど不調は大きな挫折であり、最悪の場合には退職や離職の原因となりかねません。また里親さん間でそんな話が広まれば、せっかく里親になりたいと思ってくださった人々に心のブレーキを踏ませる結果にもなりかねません。SNSの盛んな時代なのでなおのことです。どんなに熱心に募集しても里親の数が思うように伸びないとしたら、こんなところにも原因があるかもしれません。</p> <p>不調を予防するにはこどもと里親が「相性の良いペア」になるようにすればよいと思いがちですが、本当にそうでしょうか？ それでなくても数が限られた里親さんや候補児の中から、この子にはこの人、あの子にはあの人という具合にやりくりしてみても、思惑通りにはならないでしょう。安易に相性のせいにせず、困難なマッチングがうまくいくように丁寧に対応する方が現実的であり生産的です。私たちの児童養護施設では昨年並行して3件の里親ケースが委託成立となり、それぞれ新生活が順調にスタートしました。程度の差はあれ特徴のあるお子さんや里親さんでしたので児相担当者の皆様の尽力にも感謝しています。成功した秘訣を一言でいえば、不安いっぱい里親さんから「児童相談所と施設担当者のチーム」が信頼していただけたから、そして相談相手として頼りにされたからだだと思います。「一つ一つのケース」でも、「基本方針に掲げられた諸施策」でも、最後にその成否を決定するのは人と人との信頼関係なのではないでしょうか。</p>	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。

71	<p>養子縁組里親や特別養子縁組の成立件数を増やしていくためには、愛知県などで古くから実施されている新生児委託を恐れずに行うべきです。確かに、実親さんの同意を得る必要があるなど、職員の方にかかる労力やスキルは大変なものがありますが、少しでも施設入所を減らし、幼少期からの愛着形成を図るためには、新生児や乳児段階での委託を増やすべきです。横浜市の児童相談所でも、新生児段階での里親委託を増やすべく努力されていると聞いていますが、もっともっと増やしていくべきです。・新生児委託を増やすには、実親さんとの関係性構築が何より重要です。そのためには、計画で謳われているこども家庭センターの新規設置には期待するところです。ただし重要なのは、必要な専門的知識をもった職員が十分な人員体制をもって配置されることです。横浜市の人口規模から言えば、十分な人数の専門的人材を配置しないと、理念だけ先行し絵に描いた餅に終わりがねないと思います。妊婦さんの支援にも力を入れていくことが書かれていますが、特に望まない妊娠をした方への支援を手厚くしていただきたいと考えます。・家庭的養育を実践していくためには、里親の種類を増やしていくことも重要だと考えます。一時保護の子どもを家庭で受け入れる専門里親さんや、期間を区切って受け入れる「週末里親」「季節里親」を増やしていくべきです。なお、議会の中でも議員の方から指摘がありましたが、横浜市におけるフレンドホーム事業は認知が低いと思います。それは、独自事業の名称としてフレンドホームの名称を使っていることにも一因があるのではないのでしょうか。こども家庭庁などで他の自治体でも一般的に使われている「週末里親」「季節里親」に名称を変更すべきです。また、東京都は有名人を使った広報活動を実施していますが、こうした事例を参考にして、社会的影響力のある方に週末里親になっていただきご協力をいただくことも進めていただきたい。・P29(2)に書かれていることはまさにその通りだと思うが、それでもまだ弱い部分があります。「実親との関係性などの課題・・・」とありますが、こどもの権利やこどもにとっての最善の利益を最優先に考えていただきたいです。もちろん、実親と離れることは子どもにとってつらい選択だと思います。しかし、子どもにとっての最善の利益を考え、実親と分離することをいとわない姿勢を横浜市として持っていただきたい。実親との関係性構築や分離に当たっての説得にかけられるリソースがないから、施設入所や施設での一時保護という手段を取っているように見えてしまいます。何よりも大事なのが、望まない妊娠をした女性への早期のサポートです。それにより、救える命が救われ、生まれてきた子どもの将来が開かれます。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
72	<p>里親等委託率も増える事はよいと思いますが、近年子ども達は一人一人特性を持つような、対応の難しい児も増えています。そういった児の対応には専門的な知識、技術をもつ乳児院の強みを活かしながら対応していく事も必要だと考えます。技術、知識も不足している里親だけでは委託先で里親がつぶれてしまったり、つぶれたら児が傷つき、また別の場所へ委託になる。そんな状態は厳しいと思います。乳児院から里親に委託できるように対応できる組織、対応できる計画を盛り込んだらどうかと思います。乳児院が里親をマッチングし、以降のアフターもフォローして、里親のみならず、児も生涯的にフォローしていけるとと思います。乳児院の強みを利用した、対応できる里親委託。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>9 「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」に関するご意見</p>			
73	<p>43, 44ページ 児童養護施設について ・新規の地域小規模児童養護施設を考えた時に、地域小規模児童養護施設ではなく、敷地外（分園型）小規模グループケアでの開設は可能か？ ・敷地外（分園型）小規模グループケアは1施設あたり何軒まで認められるのか？</p>	その他	<p>様々な条件がありますので、こどもの権利擁護課養護支援係に個別にお問い合わせください。</p>
74	<p>乳児院や児童養護施設の多機能化、高機能化は、具体的にどのように推進されるのでしょうか？もう少し中身に踏み込んで記載していただけないでしょうか？母子保健から始まるアーリーケアを安心して行うサポートを、地域の乳児院は担うことができます。里親さんに子育て経験がなくても、共働きでも、子育ての喜びを実感できる、困ったときに具体的に支援できるノウハウがあるのが、児童福祉施設の強みです。</p>	修正	<p>乳児院や児童養護施設の多機能化、高機能化について、具体的な取組を追記しました。</p>
75	<p>高校生年齢から障害福祉サービスを使えるようになるといい。精神的不調により教育というより福祉的支援が必要な児童が多く、ある程度大人の支援を受けていくことが想定されるケースは早めに大人の支援者と連携していった方がいい。</p>	賛同	<p>ご指摘の内容については、項目9「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」の、本市における目標・方向性の(6)に記載をしています。</p>
76	<p>今後代替養育を必要とする児童数が減っていく見込みだとしても、現行の乳児院の職員数は、定められた当初の時代背景とは異なり、命を守る為、発達を保障する為に必要な数とはなっていないのではないかと、また、里親等新たに開拓し、委託するにも里親育成、支援が不十分であったり、委託される児が課題を抱えているケースも少なくない。そうした点を踏まえていただきたい。乳児院・児童養護施設の多機能化・高機能化に向けた取り組みについては、もっと具体的にどうしていくのか踏み込んで計画・予算立てていただきたい。ショートステイ利用に関し利用料金設定が高く、支援を必要とする方へのハードルが高いと感じる。もっと使いやすい、支援の手が届けやすい施策があると良いと思う。</p>	修正	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>

77	・乳児院の多機能化、高機能化を推進しますとありますが、具体的にどうしていくのか盛り込んで記載していただきたいです。	修正	乳児院や児童養護施設の多機能化、高機能化について、具体的な取組を追記しました。
10 「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」に関するご意見			
78	母子生活支援施設の活用と自立支援 ・30ページ 親子関係再構築の場所として母子生活支援施設の活用が最適と考えます。 ・47ページ～49ページ 【国の基本的考え方】 こども家庭庁支援局長通知（こ支家第183号、こ支家第186号//令和6年3月30日）によると、乳児院への措置を解除されたもの、母子生活支援施設における保護を受けていた者、母子生活支援施設における保護を受けている者、一時保護が行われていた者、虐待がありながらもこれまで公的な支援につながらなかった者等も『社会的養護自立支援拠点事業』の対象者となっています。 しかしながら、「横浜市社会的養育推進計画」素案では、上記対象者は支援の対象となっていないように見受けられます。 ◎48ページ【自立支援を必要とする社会的養護経験者数の新規増加数の見込み】 最大でも57人 ◎49ページ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数 必要量、要整備箇所も現状維持の1か所 →本推進計画素案の見込み者数、整備箇所数では明らかに足りない・少ないです。 ・上記対象者（母子生活支援施設における保護を受けていた者、母子生活支援施設における保護を受けている者）はブリッジフォースマイルに繋がれば支援を受けることが出来るのでしょうか？または、支援の対象外なのでしょうか？ ・これまで公的な支援につながらなかった者はブリッジフォースマイルに繋がれば支援を受ける事が出来るのでしょうか？または、支援の対象外なのでしょうか？	修正	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。また、社会的養護自立支援拠点事業の対象者が拡大されたことを、本文中に記載しました。
79	パーマネント保障の考え方から、自立支援においても養育者として関わる施設職員（里親）以外につかず離れずの距離で伴走する支援者が必要ではないかと考えます。社会的養護から自立するタイミングよりも早く、養育下にある時期から第三者的な支援者とのつながりを形成することで、自立の過程でつまづいたときのサポートが入りやすく、長い目で有効な自立支援になると考えます。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。
80	横浜市在住の者です。素案のご作成とご共有ありがとうございました。二点意見をお伝えさせていただきます。自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込みに関してですが、毎年措置解除されていく子ども・若者が出続ける中で、自立支援を必要とする人数の見込みとしては少なすぎるのではないのでしょうか。また、社会的養護自立支援拠点事業がR11年まで1か所の整備とありますが、これまで社会的養護を経験した方だけでなく、類する者（社会的養護が必要だったけれども制度に入らなかった者）も対象者になっているため、横浜市の児童人口ですと1か所では十分ではなく、拠点数を増やすことをご検討いただけたらと思っております。どうぞよろしくお願い致します。	参考	頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。なおP50に記載がある見込み数は「社会的養護経験者等の総数」ではなく、今後の増加の規模を示すため各年度の「新規増加数」を表記しています。
81	対象者は脆弱な生活基盤であることから、出身施設、拠点事業所でのアフターケア以外にも、地域で支えるコミュニティケアの視点も重要とされています。故に出身施設や拠点事業所が地域の社会資源と積極的にかかわり、重層的な支援体制を構築し、ケースに応じた適切な支援を提供することが求められると思います。	修正	様々な関係機関と連携を進めていくことを記載しました。
82	前回の委員会において、行政や児童相談所の方々が18歳以上だから一時保護ができないということはないのではないかと確認してみるとのことでしたので、もしも（18歳以上の児童等を）一時保護ができる可能性があるのであれば、「一時保護が難しい」等の表現に変えていただくのが良いかと思います。	修正	頂いたご意見を受け、児童自立生活援助事業に関する現状と課題の表記を修正しました。

83	<p>P47（4）の自己否定感を抱くことで自殺のリスクが高まるとの記述について、環境の変化によるリスクの高まりはその通りですが、過去の虐待等の影響から元々自己肯定感が低く、希死念慮が強い対象者は少なくありません。医療福祉に繋がっていながらも、そのような行為に及ぶ若者の存在を捉えておく必要はあると思います。</p>	修正	<p>頂いたご意見を踏まえ、記載を修正しました。</p>
84	<p>心理的・社会的な孤立を防ぐことについて、出身施設、拠点事業所の対応だけでは心理的・社会的孤立の予防は不十分です。アーリーヘルプ、コミュニティケアの観点からも、地域の社会資源がコミットしていく必要があります。この項目（自殺関連）であるならば、本市の場合は健康福祉局管轄の「こころの健康相談センター」のことを明示する必要があると思いますし、社会的（地域での）孤立予防においては、「区」や「児童家庭支援センター」でも支援を行っていくとの意識改革や体制構築が不可欠です。</p>	修正	<p>頂いたご意見を受けて、目標・方向性に様々な関係機関との連携を記載しました。</p>
85	<p>これまで社会的養護につながっていなかった方も対象になることについて、このような「見過ごされてきた問題」においては、地域で潜在化しているケースの掘り起こしにも注力する必要があると思います。そのような意味でも地域における支援が大変重要です。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
86	<p>社会的養護自立支援拠点事業所の周知および利用促進は大変重要ですが、出身施設・拠点事業所との関わりに拒否的な対象者もいるため、本市における適切な人間関係を築くことが苦手な人への支援機関として、「地域ユースプラザ」や「青少年相談センター」のことを明示するのはいかがでしょうか。本市における良い社会資源を積極活用する機会が増えると思います。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
87	<p>社会的養護自立支援協議会の設置にあたって、地域で子どもたちを支援している関係者等に参画してもらうことは、非常に重要な視点だと思います。こちらの協議会ではできれば各地域に設置されることが望ましく、構成員には区や児家セン、中学・高校関係者、子ども食堂等のインフォーマルな支援団体の参画も大切だと思います。また、既存の「要保護児童対策地域協議会」においては拠点事業所や自立援助ホームが構成員となっておらず、参画していないため、区をはじめ要対協関係者がそれらを知らない、社会資源として活用しきれていないとの問題が生じています。全国自立援助ホーム協議会では、退居者のアフターケア、コミュニティケアの観点からも国に対し要対協の構成員に自立援助ホームを加えることを各自治体に促すことを要望し、国も前向きな姿勢を示していますが、本市においても他都市よりいち早く要対協の構成員に拠点事業所や自立援助ホームを加えることを進言します。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>

88	<p>「10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組」について</p> <p>社会的養護自立支援拠点事業（社会的養護経験者等への支援）について 本事業の実施にあたっては、令和6年3月30日こども家庭庁支援局長より、</p> <p>①こ支家第183号 社会的養護自立支援拠点事業等の実施について ②こ支家第186号 「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」について が出されています。それによると、「これまでの支援対象児童（者）だけ」でなく、「（より多くの）社会的養護施設の経験者等」、「在宅にいながら公的な支援につながらなかった者等」、とその支援対象者は広がっています。しかしながら、本市の推進計画素案（48ページ）自立支援を必要とする社会的養護経験者数の見込みは微増となっているのが現状です。</p> <p>上記通知文の中から「自立の支援が必要とされる児・者」を抜粋しました。</p> <p>1 乳児院への措置を解除されたもの（過去のある時期に入所経験があった児・者） 2 母子生活支援施設における保護を受けていた者、母子生活支援施設における保護を受けている者 3 一時保護が行われていた者（児童福祉法第33条） 4 児童相談所による指導等が行われていた者（児童福祉法第26条、第27条） 5 虐待がありながらもこれまで公的な支援につながらなかった者等</p> <p>支援が必要とされる児童等（特に上記1から5）への、自立支援の推進に向けた取組について横浜市の考えを教えてください。</p> <p>①社会的養護自立支援拠点事業の対象者は誰なのか。②上記1から5の児童等が、社会的養護自立支援拠点事業の支援を受けたい場合、何処に行き、どのような手続きをすれば良いか。またどのような支援を受けることができるのか。③上記1から5の児童等が社会的養護自立支援拠点事業の支援の対象にならないのであるならば、その理由について。④他の代替案（代替事業所）はあるのか、無いのか。⑤代替案（代替事業所）があるのであればその案について。⑥代替案（代替事業所）が無いのであればその理由について。⑦今後支援の対象者となる可能性があるのか。</p>	その他	<p>本市における「自立支援が必要とされる児・者」は、国の通知にある対象者と同一です。本市ではNPO法人ブリッジフォースマイルが、社会的養護自立支援拠点事業を受託しています。受けられる支援等の詳細は、ブリッジフォースマイルにお問い合わせください。</p> <p>【URL】 https://www.b4s.jp/</p>
11 「児童相談所の強化等に向けた取組」に関するご意見			
89	<p>11 児童相談所の強化等に向けた取組</p> <p>㊸（2）児童相談所の体制強化</p> <p>⇒新たに国の認定資格となった「こども家庭ソーシャルワーカー」についても、積極的に取得に向けた検討をしていくべきです。と記載がありますが、むしろ「こども家庭ソーシャルワーカー」は区役所や児童家庭支援センターに必要な研修です。児童相談所の体制強化だけでなく、区役所（こども家庭センター）の体制強化、児童家庭支援センターの体制強化にも「こども家庭ソーシャルワーカー」資格取得の推奨（予算化）の記述を追記してください。</p>	修正	<p>児童家庭支援センターにこども家庭ソーシャルワーカーの配置を進めていくことを記載しました。</p>
90	<p>計画推進に関する問題点として、児童相談所側は、対人援助の専門職が多いため、なぜ計画を達成に必要な分析をし、どうやったら到達できるかの数字に基づいたロジックを組み立てられる能力・発想を持つ人が少なく、逆に本庁側は、計画等の作成作業はできるものの、実務を知らないため、要因分析を十分に行うことができている現状にあると思われます。よって、福祉職等の専門職が事務職・関係機関等のサポートを得ながら、計画推進できる環境を整えるといった、局機能の強化が求められ、そのあたりの計画推進に関する体制についても触れるべきと考えます。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>

91	<p>11 児童相談所の強化等に向けた取組</p> <p>⑩「資源等に関する本市の現状」と「評価のための指標」</p> <p>⇒児童福祉司の配置について、東部児童相談所の開設等や増員対応のため今後もより多くの児童福祉司の確保が必要となります。同じくらい民間でも配置基準等もあり児童福祉司が必置となります。増員も必要です。児童相談所だけが人員確保の採用のための予算化や育成のための研修費用の予算化をするのではなく、同じように民間にも必要な予算化を同じ配分でおこなってください。</p> <p>⇒横浜市の職員は、全国でも類を見ない高い給与となっています。児童福祉司という専門職が給与の良い横浜市行政に確保され、民間給与では太刀打ちできない状況になっています。行政と民間の連携のもと、横浜市の社会的養育が推進されていきます。行政と民間の連携先と格差が生じないよう、民間給与基準の引き上げ、待遇の向上を児童相談所の体制強化を議論する中に議題として入れてください。</p>	参考	<p>頂いたご意見につきましては、社会的養育推進計画を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
----	---	----	---